

西桂町民総合調整審議会条例

(設置)

第1条 西桂町の町政に関し、各般にわたる施策の総合的見地から、町勢の向上発展及び町政運営の適正化を図るため、附属機関の委員等の横断的な機関として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、西桂町民総合調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の職を行う。

- (1) 町政運営に関する諸計画を研究立案すること。
- (2) 都市計画及び産業の総合的開発並びに文化、観光その他町民の福利的向上発展に関する諸企画を研究立案すること。
- (3) 前2号の職務を行うため、必要な調査研究を行い、これに基づく意見を述べて助言を行うこと。

2 審議会は、前項の規定に基づく諸計画又は諸企画の実施状況について調査を行い、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 附属機関に属する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 公募による者
- (4) その他、町長が指名する者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に委員の互選により選出した会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長は、会議の議長として議事を整理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 審議会に特に専門の事項を調査研究させるため、第3条第1項の規定にかかわらず、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、専門的な知識を有する者のうちから、審議会の推薦に基づいて、町長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、その任務終了とともに終わる。

(会議)

第6条 審議会は、町長の要求により、会長が召集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聞くこ

とができる。

(資料の提出)

第7条 会長は、審議会が所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、町長に対し、参考資料の提出を求めることができる。

2 町長は、前項の請求があったときは、これを提出しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員に支給する報酬の額は別表のとおりとし、費用弁償並びにその支出方法は各種委員等報酬並びに費用弁償条例（昭和31年西桂町条例第4号）による。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日より施行する。

別表（第8条関係）

報酬

第3条第2項第2号の委員	勤務日数1日につき	30,000円
第5条第2項の委員	〃	10,000円
第3条第2項第1号、第3号及び第4号の委員	〃	3,500円